

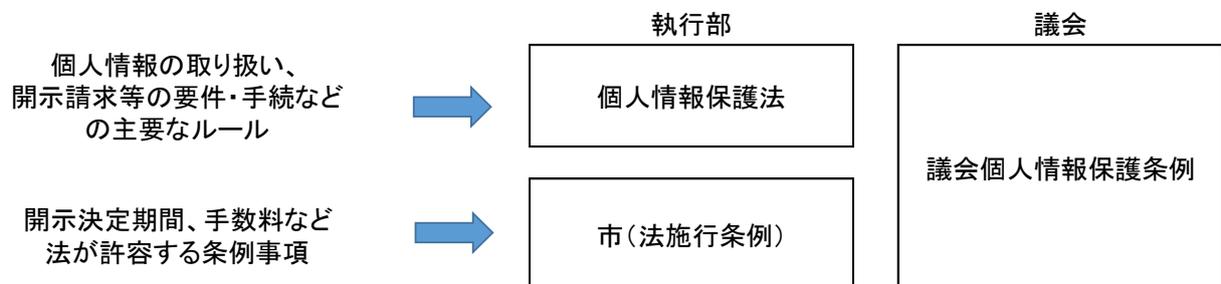
【資料 1】

議会運営委員会資料
令和 4 年 11 月 21 日提出

飯塚市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

1 目的

デジタル社会形成整備法（令和 5 年 4 月 1 日施行予定）によって、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法の三本の法律が一本に統合されるとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールが規定され、その所管が個人情報保護委員会に一元化され、各地方公共団体には、個人情報保護法の規定による共通ルールが直接適用されることとなりますが、議会は共通ルールの適用対象から除かれています。このため、本市議会において個人情報の保護に関する条例を制定するものです。



2 制定に向けて

全国市議会議長会より、全国都道府県議会議長会、全国町村議会議長会と共同で個人情報保護委員会及び総務省の助言・協力を得て、個人情報保護条例（例）が示されています。この条例（例）をもとに、議会事務局において飯塚市議会個人情報保護条例（案）を作成しておりますので、今後、検討が必要な項目について協議を行い、執行部との整合性を図った上で、本市議会の個人情報保護条例を制定する必要があります。

なお、執行部においては、現在、個人情報保護法施行条例制定にかかる飯塚市個人情報保護審議会への諮問を実施し、12月定例会に条例案を上程する予定にしております。

3 スケジュールについて

デジタル社会形成整備法が令和 5 年 4 月 1 日に施行予定であることから、遅くとも令和 5 年 3 月定例会までには条例を制定する必要があります。

なお、条例において罰則を規定する場合には、検察庁との事前協議が必要となり、2 か月間程度の時間を要することから、事前協議については並行して実施します。

また、飯塚市議会個人情報保護条例規程（案）についても、並行して検討を行います。

4 条例で定める主な内容

- ・第1章 総則(第1条—第3条)

条例の目的、定義、議会の責務について定めるものです。

定義する用語は「個人情報」、「個人識別符号」、「要配慮個人情報」、「保有個人情報」等です。

- ・第2章 個人情報等の取扱い(第4条—第16条)

個人情報の保有の制限等、利用目的の明示、従事者の義務、利用及び提供の制限等について定めるものです。

- ・第3章 個人情報ファイル(第17条)

議会が保有している個人情報ファイルの内容を記載した「個人情報ファイル簿」を作成・公表すること等について定めるものです。

- ・第4章 開示、訂正及び利用停止

本人の個人情報の開示、訂正および利用停止の権利、手続等について定めるものです。

- 第1節 開示(第18条—第30条)

議会が保有する自己の個人情報の開示を請求する権利、開示請求の手続、開示請求に対する措置、開示決定等の期間等について定めるものです。

- 第2節 訂正(第31条—第37条)

議会が保有する個人情報の内容が真実でないと思料する者からの訂正を請求する権利、制定請求の手続、訂正請求に対する措置、訂正決定等の期限等について定めるものです。

- 第3節 利用停止(第38条—第43条)

議会が保有する個人情報について、条例の定める事項に違反して保有、提供される場合に、利用停止、消去等を請求する権利、利用停止請求の手続、利用停止請求に対する措置、利用停止決定等の期限等について定めるものです。

- 第4節 審査請求(第44条—第46条)

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又はこれらの決定に係る請求への不作為に係る審査請求等の手続について定めるものです。

- ・第5章 雑則(第47条—第52条)

未整理の保有個人情報に関する適用除外、開示請求等をしようとする者への情報提供、苦情処理、施行状況の公表等について定めるものです。

- ・第6章 罰則(第53条—第57条)

職員、委託事務に従事する者が、正当な理由なく個人情報ファイルを提供した場合、これらの者が不当な利益を図る目的で提供又は盗用した場合等の罰則について定めるものです。

5 検討項目について

①開示請求の決定期間等について

開示請求・訂正請求・利用停止請求の手續に関する事項については、法の規定に定める期限より短くすることは許容されており、執行部との差異が生じないよう期限を統一するもの。(開示決定等の期限や延長が必要な場合の期限については、現行の個人情報保護条例と同じ日数としている。)

項目	個人情報保護法	市(法施行条例)	議会条例	備考(議会条例)
開示決定等の期限	30日以内	14日以内	14日以内	条例第25条第1項
延長が必要な場合	+30日以内	+16日以内	+16日以内	同条第2項
開示の実施	30日以内	—	30日以内	条例第28条第4項
訂正請求	90日以内	—	90日以内	条例第31条第3項
訂正決定等	30日以内	14日以内	14日以内	条例第35条第1項
延長が必要な場合	+30日以内	+16日以内	+16日以内	同条第2項
利用停止請求	90日以内	—	90日以内	条例第38条第3項
利用停止決定等	30日以内	14日以内	14日以内	条例第42条第1項
延長が必要な場合	+30日以内	+16日以内	+16日以内	同条第2項

②開示請求に係る手数料及び費用負担について

現行の条例では、個人情報保護の制度の目的、趣旨に鑑み、開示請求にあたる費用については開示請求者に負担を求めないこととしている。その一方、受益者負担の観点から、写しの作成に係る経費や送付に要する実費については、開示請求者の負担としており、飯塚市議会個人情報保護条例においても同様の取り扱いとする。

(開示請求の手数料)

第30条 個人情報の開示等に係る手数料は、無料とする。

2 第28条第1項の規定に基づき文書又は図面の写しの交付により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

③審議会への諮問について

全国市議会議長会が示した個人情報保護条例(例)では、第50条は(審議会への諮問)となっているが、執行部の個人情報保護法施行条例では、個人情報保護審査会に審議会機能を持たせることとしている。このため第50条については(審議会への諮問)を(個人情報の適正な取り扱いの確保)とし、飯塚市個人情報保護審査会に諮問できる旨を規定している。

(個人情報の適正な取扱いの確保)

第 50 条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、個人情報保護審査会に諮問することができる。

④過料について

地方自治法第 14 条第 3 項の規定により条例で規定できる過料の上限は 5 万円となっている。

第 57 条 偽りその他不正の手段により、第 24 条第 1 項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5 万円以下の過料に処する。